

交通安全だより第7号

I. 自転車の交通ルールについて②（第6号の続きです）

前回、道路交通法の内容と基本的な交通ルールを紹介しました。今回はその続きになります。一緒に確認していきましょう。

1. 基本的な交通ルール

①道路標識・表示に従う

自転車も走行中は車と同様に、道路標識・表示に従う義務があります。特に以下の標識は、自転車に関わってくる場面が多いので、意味を確認しておくとい良いでしょう。



②自転車の道路交通法違反

自転車運転でよく見られる交通違反と、その罰則（刑事罰）を紹介します。安全運転講習の制度があるので罰則が科されるケースは少ないですが、可能性はゼロではないので注意して下さい。



ヘッドホン イヤホンの装着	無灯火	2人乗り ※条件あり	傘さし運転	ヘルメット未着用 (13歳未満)	飲酒運転
条例によって禁止されていることが多い	夜間や夕方、暗いトンネル内などはライトを付ける	基本的に自転車は1人乗り。2人は定員オーバー	視界が悪くなる物を持っての運転は禁止	13歳未満の子供にはヘルメット装着が義務	まっすぐ歩けないなどの酒酔い運転は処罰の対象
<罰則> 各都道府県による	<罰則> 5万円以下の罰金	<罰則> 2万円以下の罰金	<罰則> 3か月以下の懲役 または5万円以下の罰金	<罰則> 取り締まりの対象	<罰則> 5年以下の懲役または 100万円以下の罰金

◇上記の補足説明◇

・イヤホン・ヘッドホンを付けての走行

道路交通法上では明確に禁止にする条文はありませんが、都道府県の条例によって禁じている地域が多いため、警察に取り締まれる可能性があります。また、罰則の内容も都道府県によって異なります。

・2人乗り運転（※例外あり）

16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の子供を乗せて運転する状況では、例外的に2人乗りでの走行が認められています。基本的に2人乗りが認められるのは、大人と幼児の組み合わせだけと覚えておくと、分かりやすいかもしれません。

- ・子供（13歳未満）のヘルメット未着用

13歳未満の未成年者が処罰の対象になるので罰則はありませんが、取り締まりの対象にはなるので注意しましょう。

③自転車で事故を起こした場合の責任について

自分の不注意で自転車事故を起こして、被害者を死傷させてしまった場合、事故の状況に応じて以下のいずれかの罰則が科されます。

自転車事故の罰則		
過失傷害罪	運転者の過失で被害者が負傷した場合の罪	30万円以下の罰金または科料
過失致死罪	運転者の過失で被害者が亡くなった場合の罪	50万円以下の罰金
重過失致死傷罪	飲酒やスマホ運転など、運転者の重過失で被害者を死傷させた場合の罪	5年以下の懲役または100万円以下の罰金

自動車事故と同じように、加害者は被害者に損害賠償を支払わなければいけません。金額は事故の被害状況によって決まるので、少なければ数万円、大きければ数千万円になるケースもあるでしょう。

④最後に

自転車は誰でも気軽に運転できる便利な乗り物ですが、れっきとした交通車両です。事故を起こせば自身だけでなく他人も傷つけてしまうので、交通ルールを遵守して安全運転を心がけましょう。

また、当社においては、通勤手当支給規程（第13条の2）において、自転車通勤の方は保険加入することが明文化されておりますので、該当する方は確認をお願い申し上げます。

II. 今月の交通ヒヤリハット

- ・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	午後7時ごろ
どこで	住宅街のセンターラインがない道路で
何をしている時に	スマホ操作している対向車が、通行帯を無視して向かってきて
どうなった	正面衝突しそうになり、急ブレーキで停止しクラクションを鳴らして事故を回避した

以上